

議案第142号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の170」を「100分の180」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改め、同条第5項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に、「100分の85」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の180」を「100分の175」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第5項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第4条中「高等学校・特別支援学校等教育職給料表」を「高等学校等教育職給料表」に改める。

第9条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附則第2項中「平成23年12月」を「平成28年6月」に改め、同項第1号中「平成23年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「同年12月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の0.44」を「100分の2.43」に、「同年4月から」を「平成27年4月から」に、「平成23年大阪市条例第64号）」を「平成28年大阪市条例第 号）第2

条の規定」に改め、同項第2号中「平成23年6月」を「平成27年6月」に、「100分の0.44」を「100分の2.43」に、「得た額」を「得た額並びに同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の2.43を乗じて得た額の合計額」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

一般職員の勤勉手当の支給割合を改め、期末手当の額の特例措置を講ずるとともに、期末手当の一時差止処分の取消しの申立てに係る手続を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(第1条による改正関係)

(一般職員の勤勉手当)

第3条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 $\frac{100分の150}{100分の170}$ (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100}{100}$

$\frac{分の170}{分の180}$ 、特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の190}{100分の210}$)

(2) 再任用職員 $\frac{100分の70}{100分の80}$ (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の90}{100分の100}$)

4 省 略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額を $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の75}{の85}$ (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の95}{100分の105}$) を乗じて得た額 (指定職給料表の適用を受け

る職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の85}{100分の90}$ を乗じて得た額)

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の35}{100分の40}$ (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の}{100分の}$

$\frac{45}{50}$) を乗じて得た額

6 省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 $\frac{100分の170}{100分の160}$ （指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、 $\frac{100}{100}$

$\frac{分の180}{分の175}$ 、特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の210}{100分の200}$ ）

(2) 再任用職員 $\frac{100分の80}{100分の75}$ （特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の100}{100分の95}$ ）

4 省 略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の85}{の80}$ （特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の105}{100分の100}$ ）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受け

る職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の90}{100分の87.5}$ を乗じて得た額）

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の40}{100分の37.5}$ （特定管理職員にあっては、 $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の50}{の47.5}$ ）を乗じて得た額

6 省 略

（教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当）

第4条 第2条第1項及び前条第1項に定める職員のうち、職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるものの期末手当及び勤勉手当の額は、前2条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で定める。

(期末手当の支給の一時差止め)

第9条 省 略

2 - 3 省 略

- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に平成26年法律第68号 第18条第1項本文

規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 - 6 省 略

附 則

1 省 略

- 2 平成23年12月に職員（第1条第1号に掲げる規定の適用を受ける職員で、弘済院に勤務する平成28年6月

助産師、看護師若しくは准看護師（以下「助産師等」という。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第2条第1項の規定により派遣された職員で職務に復帰したもののうち、助産師等との権衡上必要があると認められる職員であるものに限る。以下同じ。）に支給すべき期末手当の額は、第2条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整措置額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整措置額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日 までの間に新たに職員となった者にあ平成27年4月1日 平成28年4月1日

っては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に $\frac{100}{100}$ 分の0.44を乗じて得た額に、同年4月 か平成27年4月

ら職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例（平成23年大阪市条例第平成28年大阪市条例第

64号）第2条の規定の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該施行の号

日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の市規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に $\frac{100}{100}$ 分の0.44を乗じて得た額平成27年6月 平成27年6月 100分の2.43

並びに同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の2.43を乗じて得た額の合計額